

三重県内での宿泊を伴う教育旅行を実施する 県内学校に旅行代金の一部を支援します！

～ 県内教育旅行促進支援金のご案内～

新型コロナウイルス感染症が収束傾向にある一方、感染症の影響を受ける県内の観光地は未だ回復途上にあることを踏まえ、県内観光関連事業者の早期回復を支援するとともに、県内の子どもたちが自然や歴史・文化等をはじめとする県内各地域の魅力を再発見し愛着を高められるよう、県内の学校が県内を目的地として実施する**宿泊を伴う教育旅行**に対する支援を行います。

(申請受付、審査業務全般に関しては「みえ観光の産業化推進委員会」から委託を受け、株式会社JTB三重支店が行います。)

※対象地域:三重県内全域

※対象となる教育旅行:三重県内を目的地とする**宿泊を伴う教育旅行全般**
(日帰りは対象外)

児童・生徒1人あたり 4,000円～5,000円

(学校の所在地域と教育旅行の実施地域により変動します。)

受付期間:令和5年4月3日(月)～令和6年1月10日(水)17時

申請はメールのみ

申請時 : メール件名は『県内教育旅行支援金**申請**(学校名)』にて、申請ください。
変更時 : メール件名は『県内教育旅行支援金**変更**(学校名)』にて、申請ください。
実績報告時: メール件名は『県内教育旅行支援金**報告**(学校名)』にて、申請ください。

※提出された申請書を審査のうえ、採択校を決定します。

※本支援金においては、事後申請を一切認めておらず、事後承認は一切行っておりません。必ず当該教育旅行の実施までに申請を行い、承認を受けたうえで、旅行を実施していただきますよう、お願いします。(当該教育旅行を実施する2週間前までに申請をお願いします。申請の流れについては、「6 申請に係る手続き」をご覧ください。)

1 支援対象者

三重県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)又は三重県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等となります。但し、大学・専門学校は除きます。

2 支援対象事業

三重県内の学校が学校行事として企画し、令和5年4月から令和6年2月までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室等で、三重県内において実施する宿泊を伴う教育旅行全般。

※これまで通り、部活動のスポーツ合宿など、学習指導要領の特別活動として位置づけられている内容に沿わないものについては、対象外です。

※教育旅行の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分行っていただきますよう、お願いします。

※複数回実施する場合は、実施期間(旅行)ごとに申請が必要です。

3 受付期間

令和5年4月3日(月)から令和6年1月10日(水) 17時まで

4 支援金額

学校の所在地域と教育旅行の実施地域により変動します。

| | 支援対象者区分 | | 参加児童生徒1人あたりの支援金額 |
|------------------------------|---------|---------------|------------------|
| | 学校所在地域 | 教育旅行実施地域 | |
| 1 学校所在地域と教育旅行実施地域が同一地域内の学校 | 北勢 | 北勢 | 4,000円 |
| | 中勢 | 中勢 | |
| | 伊賀 | 伊賀 | |
| | 伊勢志摩・紀勢 | 伊勢志摩・紀勢 | |
| | 東紀州 | 東紀州 | |
| 2 学校所在地域と教育旅行実施地域が隣接地域内の学校 | 北勢 | 中勢、伊賀 | 4,500円 |
| | 中勢 | 北勢、伊賀、伊勢志摩・紀勢 | |
| | 伊賀 | 北勢、中勢 | |
| | 伊勢志摩・紀勢 | 中勢、東紀州 | |
| | 東紀州 | 伊勢志摩・紀勢 | |
| 3 学校所在地域と教育旅行実施地域が上記以外の地域の学校 | 北勢 | 伊勢志摩・紀勢、東紀州 | 5,000円 |
| | 中勢 | 東紀州 | |
| | 伊賀 | 伊勢志摩・紀勢、東紀州 | |
| | 伊勢志摩・紀勢 | 北勢、伊賀 | |
| | 東紀州 | 北勢、中勢、伊賀 | |

※地域区分は、以下のとおりです。

北勢…桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢…津市、松阪市、多気町、明和町

伊賀…伊賀市、名張市

伊勢志摩・紀勢…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町

東紀州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

【注意事項】

※複数地域にまたがり教育旅行を実施する場合、学校所在地域から一番遠い教育旅行実施地域の支援金額を適用します。

※実際に教育旅行に参加した児童・生徒数を対象とし、教員、カメラマン、看護師等引率者は除きます。

※支援金額は旅行代金(実費負担額)を超えない範囲とします。

※市町補助金や三重県が実施する「全国旅行支援」等との併用を妨げません(旅行代金を超えない範囲で)。

ただし、三重県が実施する他の事業等との併用は、不可です。

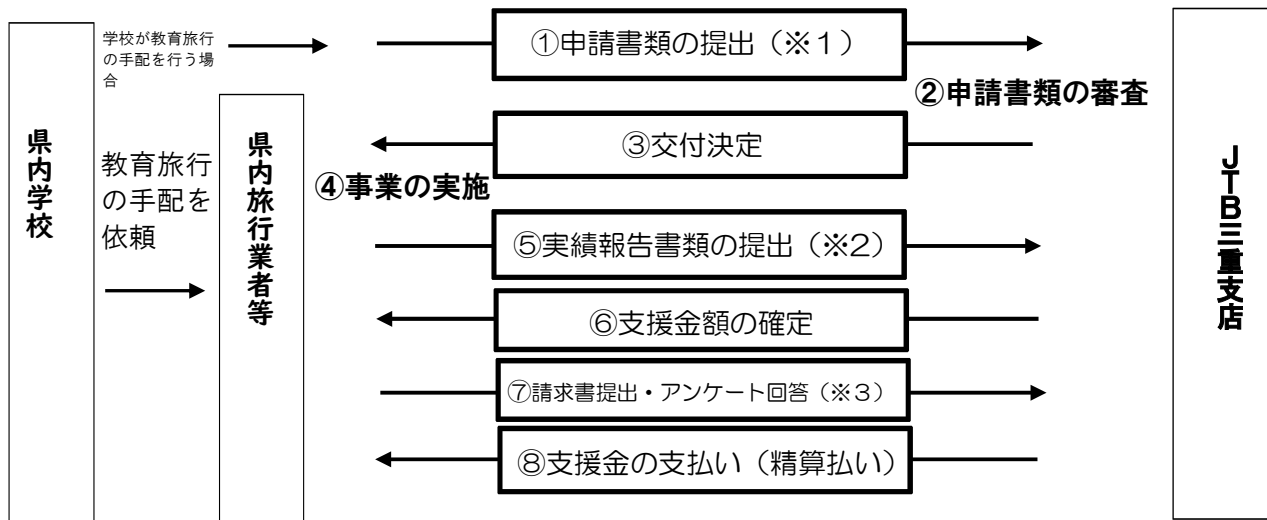
5 申請に必要な書類

様式は、JTB三重支店ホームページからダウンロードしてください。

JTB三重支店HP:<https://branch.jtbbwt.com/j5773-0>

また、JTB三重支店ホームページからダウンロードできない場合は、返信用封筒(角型2号サイズ)に切手(140円)を貼付のうえ、下記提出先まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。

6 申請に係る手続き



(※1)

●申請メール件名は 『県内教育旅行支援金申請 (学校名)』 にて、申請ください。

●当該教育旅行を実施する2週間前までに申請をお願いします。

●支援金申請は、「令和5年度県内教育旅行促進支援金申請書兼承認書」(第1号様式)をご利用ください。

●事後申請は一切不可となりますので、必ず旅行実施前に申請を行い、承認を受けたいうで、旅行を実施してください。

(※2)

●実績報告メール件名は 『県内教育旅行支援金報告 (学校名)』 にて、申請ください。

●旅行実施後、1か月以内に報告をお願いします。

●実績報告は、「令和5年度県内教育旅行促進支援金実績報告書兼確定通知書」(第2号様式)をご利用ください。

●各項目の合計金額を人数で頭割りした時の単価が割り切れない場合、小数点以下は切捨てとなります。

例: 生徒35名が参加

バス代33,000円 ÷ 35名 = 942.85円 → 1人あたり942円 (※小数点以下は切捨て)

(※3)

●請求書は、原本をJTB三重支店にご郵送ください。

毎月25日までにJTB三重支店に到着した請求書(不備がないものに限る。)に係る支援金を、翌月15日までに指定口座に振り込みます。

●教育旅行実施後、簡単なアンケートにご協力をお願いします。

【その他注意事項】

※各種申請・報告は、メールのみでの受付とさせていただきます(申請書・報告書の原本は、郵送不要です)。

※変更・取り下げ申請は、「令和5年度県内教育旅行促進支援金(変更・取り下げ)申請書」(第3号様式)をご利用ください。実績報告メール件名は 『県内教育旅行支援金**変更**(学校名)』 にて、申請ください。

※当初申請時より参加人数が増加する場合は、必ず旅行実施前に変更申請書(第3号様式)をご提出いただき、承認を受けただうえで、旅行を実施してください。

参加人数増加の申請を旅行実施後にいただいた場合、増加分については、支援金の対象外となりますので、ご注意ください。

※実施予定の旅行が延期となり、延期後の実施日が未定の場合、変更申請書(第3号様式)にその旨を記載し、ご提出ください。

延期した旅行の日程が確定しましたら、必ず旅行実施前に、当初の承認番号を記載のうえ、改めて変更申請書(第3号様式)をご提出いただき、承認を受けただうえで、旅行を実施してください。

7 留意事項

- ・支援金の支払いについては、事業実施後の精算払いとします。
- ・申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、支援金の返還を求める場合があります。

<申請書の提出先> ※各種申請・報告はメールのみでの受付とさせていただきますので、ご注意ください。

〒514-0004 三重県津市栄町3-143-1 笠間第2ビル2階

JTB三重支店 県内教育旅行促進支援金 係

E-mail: mie_5773@jtb.com (提出期限:令和6年1月10日(水)17時まで)

※メールの件名は「県内教育旅行支援金申請(学校名)」としてください。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による提出はお控えください。)

<お問い合わせ先>

JTB三重支店 県内教育旅行促進支援金 係 担当:奥村、後藤、小林、内藤

TEL:059-228-0203 FAX:059-224-9831 (受付時間:9:30~17:30)

定休日:土・日・祝日、12月29日(金)~1月4日(木)は休業日